

小規模宅地等の特例申請で必要になる書類・チェックリスト

書類分類	書類詳細	✓	
番号確認書類 ※右4つのうちどれか1つ	(1)マイナンバーカード原本+マイナンバーカード裏面のコピー		
	(2)マイナンバーカード表面コピー+裏面のコピー		
	(3)マイナンバー通知カードのコピー		
	(4)住民票のコピー(マイナンバーの記載があるもの)		
身元確認書類 ※右7つのうちどれか1つ	(1)マイナンバーカード裏面のコピー		
	(2)マイナンバー通知カードのコピー		
	(3)運転免許証のコピー		
	(4)身体障害者手帳のコピー		
	(5)パスポートのコピー		
	(6)在留カードのコピー		
	(7)健康保険証のコピー		
相続税申告書の添付書類 ※右3つのうちどれか1つ	(1)戸籍謄本 ・被相続人の全ての相続人が明らかになる戸籍謄本 ・相続開始から10日以上経過後に作成されたものであることが条件		
	(2)法定相続情報一覧図の写し ・子の続柄が実子か養子かわかるように記載されたものであること ・養子ならば養子の戸籍謄本または抄本も必要		
	(3)戸籍謄本のコピーか法定相続情報一覧図の写しのコピー		
遺言書コピーまたは遺産分割協議書のコピー ※右2つのうちどちらか1つ	(1)遺言書のコピー		
	(2)押印済みの遺産分割協議書のコピー		
相続人全員の印鑑証明書	・相続人全員の印鑑証明書 (遺産分割協議書に押印した印鑑であること)		
遺産分割見込書 ※遺産分割協議が成立していない場合のみ	・申告期限後3年以内の分割見込書		
宅地の種類別の必要書類	相続人が	(1)相続開始前3年以内における住所または居所を明	

【特定居住用宅地等】	家なき子 ※右の全てが必要	らかにする書類 ※マイナンバーカード保有であれば不要	
		(2)相続開始前3年以内に居住していた家屋が以下であることを証明する書類 ・自己の所有でない ・自己の配偶者の所有でない ・三親等内の親族の所有でない ・特別の関係がある一定の法人の所有でない	
		(3)相続開始の時ににおいて自己の居住している家屋を相続開始前のいずれの時ににおいても所有していたことがないと証明できる書類	
	相続人が被相続人と同居	特例を適用する宅地等を自己の居住用に使っていることを明らかにする書類 ・住民票の写し ※マイナンバーカード保有であれば不要	
	二世帯住宅の場合	特例を適用する宅地等を自己の居住用に使っていることを明らかにする書類 ・住民票の写し ※マイナンバーカード保有であれば不要	
宅地の種類別の必要書類【特定居住用宅地等】 【老人ホーム入居】 ※右の全てが必要		(1)被相続人の戸籍の附票のコピー	
		(2)要介護認定書類または要支援認定書類のコピー	
		(3)老人ホーム等の施設入居契約書のコピー	
宅地の種類別の必要書類【特定事業用宅地等】 ※相続開始前3年以内に新たに被相続人等の事業として開始された場合		以下事項が記載された書類 ・資産種類 ・数量 ・価額 ・所在場所 ・その他明細 ・事業が租税特別措置法施行令第40条の2第8項で規定される規模以上であると明らかにする内容	
宅地の種類別の必要書類【特定同族会社事業用宅地等】 ※右の全てが必要		(1)特例の対象となる法人の定款	
		(2)以下のいずれかの書類 (2)-1特例対象法人の相続開始直前の発行済株式総数を記載した書類 (2)-2特例対象法人の出資の総額を記載した書類	
		(3)以下の人が保有する特例対象法人の株式の総数を記載した書類 ・被相続人 ・被相続人の親族 ・その他被相続人と特別の関係がある者	
宅地の種類別の必要書類【特定貸付事業用宅地等】		被相続人等が相続開始の日まで3年を超えて特定貸付事業を行っていたことを証明する書類	